

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024年5月24日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪市城東区古市1丁目3番25号	
氏名 社会福祉法人 恩賜財団 大阪府済生会野江病院	
院長 福田 和彦	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 06-6932-0401	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	社会福祉法人 恩賜財団 大阪府済生会 野江病院
事業場の所在地	大阪市城東区古市1丁目3番25号
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83:病院
②事業の規模	400床
③従業員数	994名（非常勤職員含む）（2024年4月1日現在）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(院内各所)感染性廃棄物 ↓ 専用回収BOX ↓ 委託業者処理

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照

①現状

【前年度（２０２３年度）実績】

特別管理産業廃棄物の 種類	感染性廃棄物	
排 出 量	387.807 t	t

（これまでに実施した取組）

- ・感染性廃棄物の容器の数量を集計し、院内全体に排出抑制を促している。
- ・感染性廃棄物については滅菌処理を実施し、排出抑制に努めていることや、廃棄物の分別を図り特別管理産業廃棄物の排出に努めている。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の 種類	感染性廃棄物	
排 出 量	368.417 t	t

（今後実施する予定の取組）

- ・血液付着物や医療用器具（メスなど）は感染性廃棄物として処理し、他の産業廃棄物と分けて保管している。感染性廃棄物用の専用回収箱にハザードマークが表示されており、更なる分別の周知を図る。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

- ・引き続き現状の取り組みを実施する。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

- ・引き続き現状の取り組みを実施する。

(第3面－1)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（２０２３年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（２０２３年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	・予定なし。		

(第4面－1)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（２０２３年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（２０２３年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	387.807 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	387.807 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組）		
	・委託基準を遵守できる処理業者を選定しており、定期的に処理状況の現地確認を行っている。		

	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		全 処 理 委 託 量	368.417 t	t
		優良認定処理業者 への処理委託量	368.417 t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		
		・引き続き優良認定処理業者に委託するとともに、処理状況の現地確認を行う。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（2023年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	387.807	t	
	(今後実施する予定の取組等)			
※事務処理欄				

(第6面)

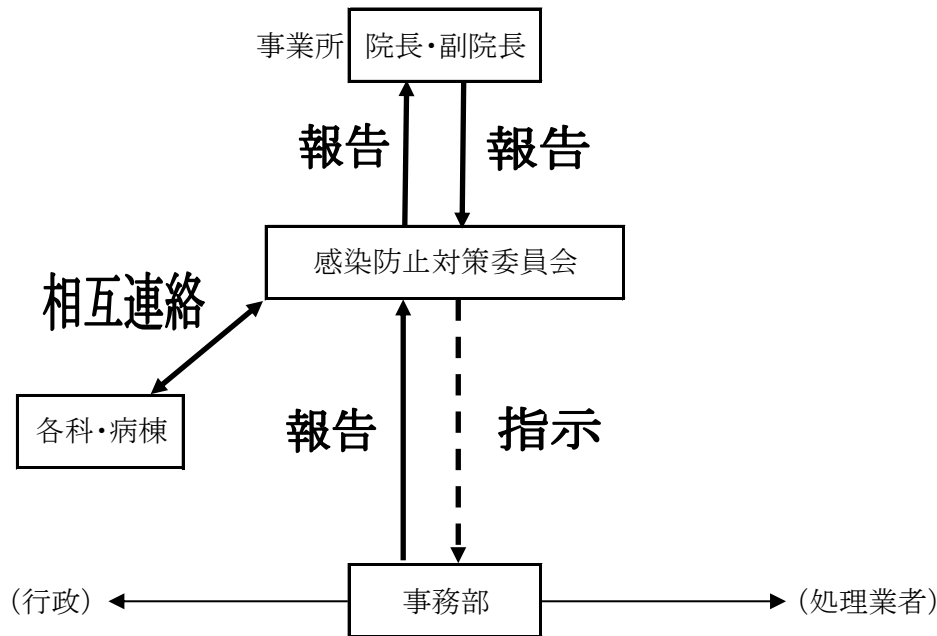
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
 - 5 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
 - 6 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条第4項第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
 - 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
 - 8
 - 9 ※欄は記入しないこと。

(添付資料)
院内組織図及び各部署の役割

【院内組織図】



【各部署の役割】

部署	役割
院長・副院長	・感染性廃棄物の管理体制統括。 ・必要に応じて感染防止対策委員会に指示。
感染防止委員会	・感染性廃棄物の種類、性状の把握。 ・感染性廃棄物の関連各部署への定期的視察。 ・必要に応じて院長・副院長に報告及び事務部に指示。
事務部	・処理施設の定期的査察。 ・事故発生時の危険性の判断。 ・行政に対する報告等。 ・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理。 ・感染性廃棄物の適正管理及び減量化等に対する院内啓発。

以上